

## 南相馬市 第6期障がい者計画

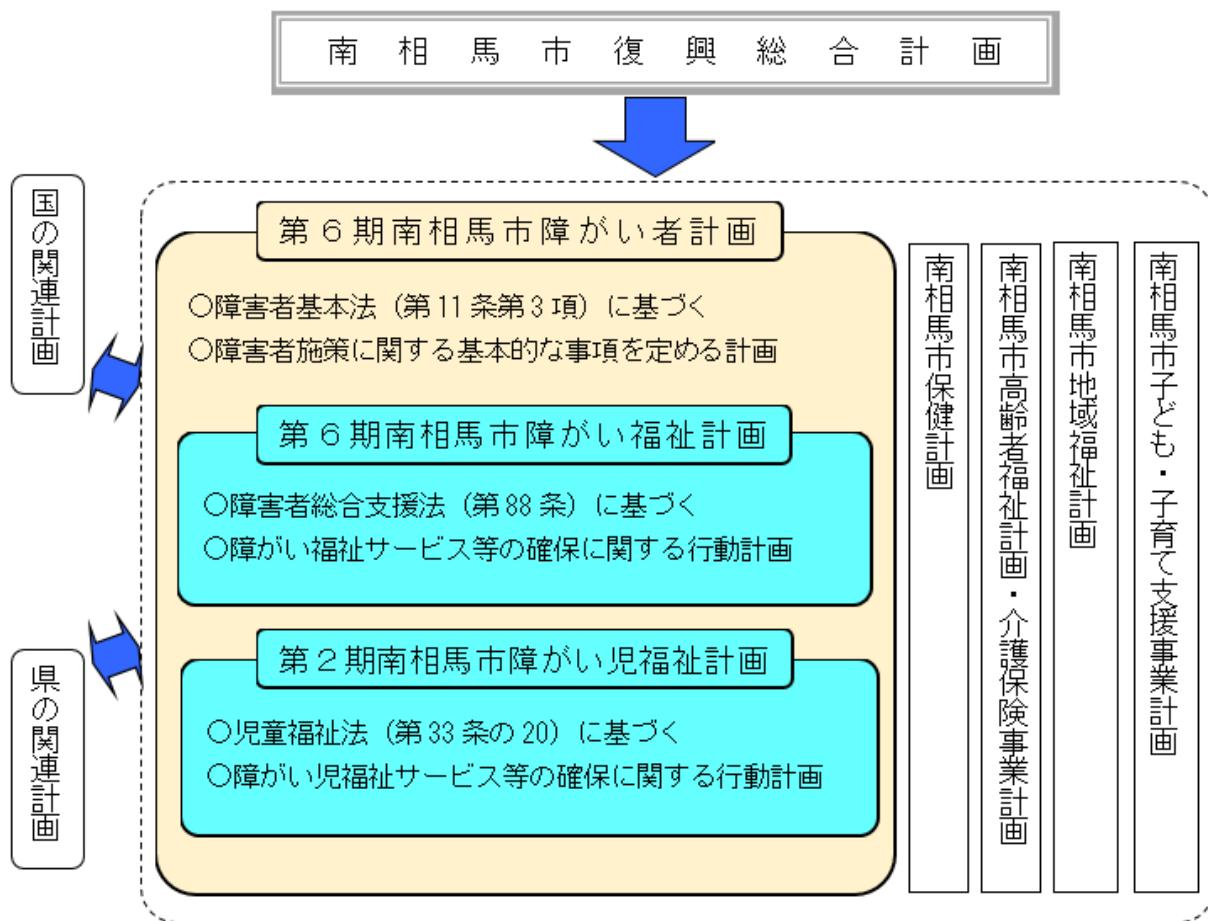
## 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

## 第1章 計画の基本的な考え方 (P3~)

## ◇計画策定の趣旨及び位置付け

本市では、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「第5期 障がい者計画・障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、国の制度改正、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境と社会経済情勢の変化等を踏まえて、障がい者施策の推進を計画的に図ってきました。

このたび、「第5期 障がい者計画・障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。



- 障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。
- 障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものです。
- 障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい児福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものです。児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられました。

## ◇計画の期間

令和3年度～令和5年度

## ◆計画の策定体制

計画策定にあたっては、障害者総合支援法第88条9項及び児童福祉法第33条の20第9項において、「市町村障害（児）福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ協議会の意見を聴くように努めなければならない。」と規定されていることから、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。

### ●南相馬市

南相馬市は本計画の決定機関として、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の提案を尊重し、庁議において計画を決定します。また、担当課は計画策定全般にわたる事務局機能全般及び庁内調整を行います。

### ●南相馬市・飯館村地域自立支援協議会

南相馬市・飯館村地域自立支援協議会は、計画を協議する機関であり、相談支援、保健医療、教育、就労支援、権利擁護等の各関係機関で構成します。

### ●市民、地域団体関係機関 など

市民、地域団体、関係機関は、計画を推進する主体者として、アンケートやパブリックコメントを通じた計画全般への意見を提言し、計画策定及び計画推進に積極的に関与していただきます。

## ◆アンケート調査

- ・調査期間：令和2年6月19日（金）～令和2年7月7日（火）

※集計処理にあたっては、7月13日着分の調査票まで含めています

- ・調査対象：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方、

障がい福祉サービス利用者、難病の方 2,000人

- ・回収結果：1,245人（有効回収率62.3%）

## ◆関係団体アンケート調査

- ・調査期間：令和2年8月25日（火）～9月18日（金）

- ・回答団体：10団体

いち・に・さんの会、おひさまクラブ、家族会あおい麦、手話サークル 耳通口、

パソコン要約筆記 南相馬、福島県視覚障がい者協会 相双方部、

福島県自閉症協会 相双分会、南相馬市原町手をつなぐ親の会、

南相馬市福祉事業所連絡協議会、朗読ボランティアこだまの会

- ・調査内容：「団体の対象者」「会員の人数、新規加入者、退会者」「団体の活動頻度」「団体の活動内容」

「地域生活に必要なこと」「偏見や差別を解消するための取り組み」

「障がい児・者支援で必要なこと」「災害対策」「南相馬市への要望」

## 第2章 障がい者をとりまく現状 (P19~)

地域の実情とニーズを踏まえて計画を作成するため、障がい者施策に関する資料、アンケート調査結果等を掲載しています。

### 1 障がい者等の推移 (P19~)

#### ○人口・世帯数、障害児者手帳所持者数の推移

市内の人口減、世帯数増、手帳所持者数の増加

#### ○就労の状況

法定雇用率達成企業の割合は上昇傾向。平成30年度より法定雇用率の上昇 (2.0%⇒2.2%)。

#### ○就学等の状況

経過観察児は年々高い割合。小中学校の特別支援学級通級児童・生徒数は増加傾向。

### 2 障がい福祉に関するアンケート調査結果 (P30~)

#### ○権利擁護について

課題：市民への理解促進、成年後見制度の認知度向上策

#### ○障がい福祉サービスについて

課題：サービスを利用しやすい体制づくり、総合的な相談支援体制の充実

#### ○療育・保育・教育について

課題：情報提供の強化、放課後・休日支援、施設利用の体制構築、教育体制の整備等

#### ○地域生活について

課題：医療的支援や経済的支援など地域生活支援、日中活動場所の整備

#### ○保健・医療サービスについて

課題：健康診断の充実、悩みについて気軽に相談できる体制整備

#### ○就労について

課題：職場での理解促進、障がい者の職場定着

#### ○市内の生活環境について

課題：外出しやすい生活環境の整備、暮らしやすいまちづくりの推進

#### ○災害時の避難について

課題：災害時の不安の払拭、障がい者が安心して避難生活を送れる体制構築

### 3 関係団体アンケート調査結果 (P45~)

#### ○地域生活への移行について

地域で生活する条件として必要だと思うことはすべての団体が「地域住民の理解」と回答しています。

#### ○権利擁護・人権擁護の推進について

偏見や差別をなくすため、取り組んでほしいことは「学校において、障がいのある方への理解を深めるための福祉教育を推進してほしい」の回答が最も多くなっていました。

#### ○障がい者（児）に対する支援について必要だと思うこと

主な意見：就業支援、困っている際の手助けがしやすい環境づくり、施設整備、障がいに関する研修の機会、障がい者への理解促進、障がい者の親への支援、医療的なスタッフ、合理的配慮の推進

#### ○災害発生時の取り決めや準備について決めていることについて

主な意見：お薬手帳の持参、速やかな安否確認、会員同士の避難準備の意見交換、利用者・職員への災害発生時マニュアルの周知

#### ○その他、意見や要望

主な意見：障がいの有無で不自由を感じない社会環境の整備、障がい者向けメディアでの情報共有の推進、団体活動費への助成、検診の受診率の向上

## 4 前計画の総括 (P47～)

### (1) 主な取組状況等

#### ①権利擁護・合理的配慮の推進

- ・南相馬市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の作成
- ・障害者差別解消法に係る職員研修会や、職員手話学習会の開催
- ・広報紙で障害者週間特集を掲載

#### ②障がいのある人への支援の充実

- ・相馬地方基幹相談支援センターの開設
- ・要配慮者家庭ごみ戸別収集事業の創設
- ・障がい者等日常生活用具給付等事業の拡充（難病の方への給付、用具の追加等）
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の拡充（補聴器の修理に係る助成の追加）

#### ③障がいのある子どもへの支援の充実

- ・南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会こども部会の新設
- ・相馬地方児童発達支援連絡会議の設置

#### ④地域における支援体制の充実

- ・障がい者等相談支援事業所・地域包括支援センター意見交換会の定期開催
- ・障がい者の生活を地域全体で支える支援体制（地域生活支援拠点等の整備）について検討

#### ⑤保健・医療サービスの充実

- ・市立総合病院及び相馬地方基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置

#### ⑥社会参加の促進と自立への支援

- ・障がい者と企業をつなぐわかりやすい説明会の開催
- ・レクリエーション用具の整備及び貸出

#### ⑦安心して暮らせる生活環境づくりの推進

- ・コミュニケーション支援事業における要約筆記奉仕員の派遣開始

#### ⑧震災からの復興と災害対策の推進

- ・地域自立支援協議会災害対策検討会において、要配慮者の防災対策や避難支援体制の検討

### (2) 障がい者施策における主な課題

- ①障がいのある方への理解や権利擁護についての、市民や事業所等に対する理解促進
- ②基幹相談支援センターを中心とした、障がいのある方やその保護者が抱える複合的な課題への相談体制整備や、相談支援を行う人材育成支援等
- ③障がいのある子どもへの支援における、保健・福祉・保育・教育・医療との連携
- ④障害のある子、一人ひとりの課題を保健・福祉・保育・教育・医療等の関係機関が共有し、切れ目のない支援の提供
- ⑤相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築（地域生活支援拠点等の整備）
- ⑥福祉施設からの一般就労への移行支援や就労定着、就労継続支援事業における工賃等の向上
- ⑦障がい特性に応じたコミュニケーション支援や情報提供体制の充実
- ⑧災害時要支援者の対応や、福祉避難所の周知 等

### ◆計画の基本理念

#### 健康で安心して暮らすことができるまちづくり ～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～

本計画が、市復興総合計画の障がい分野の計画であることを踏まえ、市復興総合計画の基本指針である「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」を、本計画の基本理念とします。

また、コミュニティの再生、共生社会の実現のために全力で取り組み支援していくとともに、様々な困難・課題を地域全体の課題として取り上げられ、支え合うような社会になってほしいとの願いからサブタイトルを設定しました。

### ◆計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の5点を掲げます。

#### ◆基本目標

##### 基本目標1 障がいの理解の推進

障がいを理由とする差別や偏見の解消に努めながら、地域のなかで住民との交流を図り、障がいのある人への理解の醸成に取り組みます。

##### 基本目標2 地域生活への支援

障がいのある人の個性や特性が市民に理解され、障がいのある人が地域の中で生活するために、支援体制の充実に取り組みます。

##### 基本目標3 自立した生活への支援

自ら決定し、選択できる生活を支える上で必要となる支援の仕組みを構築するとともに、安定した生活を送れるよう、医療や教育・療育機関と連携した支援が提供できるよう取り組みます。

##### 基本目標4 社会参加の促進（ノーマライゼーション）

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、雇用の場の確保、就労の定着に向けた支援やスポーツ・レクリエーション・文化活動の充実に取り組みます。

##### 基本目標5 安全・安心な生活環境の推進

バリアフリーの更なる推進により、安全・安心した生活が送れるようなまちづくりや、居住の場の提供の支援の取り組み等とともに、平常時からの情報提供の充実を強化し、防犯・防災対策を進めていきます。

※計画の体系図は、P58、59に掲載しています。

## 第4章 障がい者計画の施策の展開（P63～）

本市の障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定めました。

### ◇現計画からの主な変更点

- ①「成年後見制度利用促進法」の施行等、障がい者の権利擁護を目的とする国内法が整備されたことから、障がいのある人に対する理解促進、合理的配慮の提供を進めるため、現計画で一緒に施策としていた差別、虐待、権利擁護をそれぞれ個別の施策として記述しました。
- ②全ての市民が共に生きる地域社会を実現するよう、手話言語の理解促進や障がい特性に応じたコミュニケーション支援、合理的配慮の提供等について追加しました。
- ③障がいの子どもへの支援に対する関係機関の連携を強化するため、相馬地方児童発達支援連絡会議や相馬支援学校地域生活支援センターとの連携等について追加しました。
- ④障がいのある方が安心して生活できるサービス提供体制を構築するため、障がい者グループホーム施設整備事業に対する補助金の新設や緊急時の受け入れ支援体制の強化等について追加しました。
- ⑤障がい者就労施設等からの物品調達について、市の購入実績や調達拡大等を追記しました。
- ⑥災害時における要配慮者の防災対策、避難支援体制を充実させるため、平常時における備えや、福祉事業所等と連携、福祉避難所の運営体制の整備等について追記しました。
- ⑦今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、基本施策7《安心して暮らせる生活環境づくりの推進》に感染症対策について追加しました。

### ◇基本施策の展開

基本目標の実現のため、各種施策を展開します。

#### 1 権利擁護・人権擁護の推進

- (1) 障がいのある人に対する市民の理解促進
  - ・福祉教育の充実（変更）
- (2) 障がい者差別の解消、合理的配慮の推進（変更）
- (3) 障がい者への虐待防止施策の充実（変更）
- (4) 障がい者の権利擁護施策の充実（変更）

#### 2 障がいのある人への支援の充実

- (1) 障がいのある人への支援施策の普及
- (2) 相談体制の充実
- (3) 日常生活を支えるサービスの充実
- (4) 発達障がい者への支援
- (5) 障がいのある人の高齢化への対応
- (6) 経済的安定施策の周知（移動）

#### 3 障がいのある子どもへの支援の充実

- (1) 障がいのある子どもへの支援
- (2) 障がいのある子どもの親への支援
- (3) 切れ目のない支援体制の構築
- (4) 保健・保育・教育・医療との連携
- (5) 発達障がい児への支援

#### 4 地域における支援体制の充実

- (1) 地域自立支援協議会の運営の強化
- (2) 関係団体との連携強化・充実（変更）
- (3) 福祉を担う人材の確保・養成（移動）
- (4) 地域移行・地域定着支援の充実
- (5) 地域生活支援拠点等の整備

#### 5 保健・医療サービスの充実

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 保健・医療との連携
- (3) 心の健康の充実

#### 6 社会参加の促進と自立への支援

- (1) 障がいのある人の雇用（就労）の場の確保
- (2) 就労定着に向けた支援
- (3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

#### 7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

- (1) やさしいまちづくりの推進
- (2) 障がいのある人の生活の場の確保
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 災害対策（移動）
- (5) 感染症対策（新規）
- (6) 情報提供の充実

## 第5章 障がい福祉計画の事業の展開（P101～）

障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針に即して定めました。

### ◇成果目標の設定

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

○地域生活移行者：目標数 6 人、施設入所者削減 2 人

（第5期計画地域生活移行者目標値 8 人、実績値 5 人、施設入所者削減目標値 2 人、実績値 3 人）

#### （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○市において保健・医療・福祉関係者による協議の場を年1回、参加者数 20 人を見込んで開催

#### （3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○令和5年度末までに、市において 1 か所整備し、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する

（第5期計画目標値 1 か所、実績値 0 か所）

#### （4）福祉施設から一般就労への移行等

○福祉施設を退所し一般就労する者の数 10 人（第5期計画目標値 9 人、実績値 4 人）

○就労移行支援事業を利用し一般就労する者の数 5 人（第5期計画目標値 5 人、実績値 4 人）

○就労継続支援 A 型事業を利用し一般就労する者の数 1 人

○就労継続支援 B 型事業を利用し一般就労する者の数 4 人

○就労定着支援事業を利用し一般就労する者の数 7 人

○就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所：目標値 1 か所

#### （5）相談支援体制の充実・強化等（新規）

○障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言：目標数 年 36 回

○地域の相談支援事業者的人材育成の支援：目標数 年 6 回

○地域の相談機関との連携強化の取組の実施：目標数 年 10 回

#### （6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加目標値 15 人

○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制を年 1 回実施

### ◇自立支援給付事業の推進（P107～）

国で事業内容が決められている「自立支援給付事業」の各サービスについて、第5期計画の実績やアンケート結果等を基に、必要見込量とその確保策を定めました。

#### （1）訪問系サービス

#### （2）日中活動系サービス

#### （3）居住系サービス

#### （4）相談支援

### ◇地域生活支援事業の実施（P120～）

市が地域の実情を勘案して事業の内容を定めている「地域生活支援事業」の各サービスについて、第5期計画の実績やアンケート結果等を基に、必要見込量とその確保策を定めました。

#### （1）理解促進研修・啓発事業

#### （2）相談支援事業

#### （3）成年後見制度利用支援事業（追加）

#### （4）コミュニケーション支援事業

#### （5）日常生活用具給付等事業

#### （6）移動支援事業

#### （7）地域活動支援センター機能強化事業

#### （8）訪問入浴サービス事業

#### （9）日中一時支援事業

#### （10）社会参加促進事業

#### （11）発達障がい者等に対する支援（追加）

## 第6章 障がい児福祉計画の事業の展開（P133～）

障がい児福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針に即して定めました。

### ◇成果目標の設定

#### （1）障害児支援の提供体制の整備等

- ①児童発達支援センターの整備
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備
- ④保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置
  - 令和5年度末までに関係機関の協議の場を1か所整備
  - 医療的ケア児等コーディネーターの配置：目標配置数 2人

### ◇障害児通所及び障害児相談の周知と事業の充実

障がいの状況に応じ必要なサービスが提供できるよう、第1期計画の実績やアンケート結果等を基に、障害児通所支援事業や相談支援体制の充実を図るため、必要見込量とその確保策等を定めました。

- （1）児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- （2）障害児相談支援
- （3）子ども・子育ての支援等における体制整備

### 《参考》計画策定の経緯

令和2年6月	第1回南相馬市・飯館村地域自立支援協議会 全体会（書面会議）
令和2年7月22日	第1回計画策定検討会
令和2年8月21日	第1回地域生活支援部会
令和2年8月25日	第2回計画策定検討会
令和2年8月28日	第2回権利擁護部会
令和2年9月14日	第1回こども部会
令和2年9月15日	第2回災害対策検討会
令和2年9月18日	第2回就労支援部会
令和2年9月30日	第1回発達障がい者支援部会
令和2年10月1日	第3回計画策定検討会
令和2年10月8日	第2回南相馬市・飯館村地域自立支援協議会 全体会
令和2年10月27日	企画調整会議
令和2年11月4日	庁議
令和2年11月	各区地域協議会（パブリックコメント実施報告）
令和2年11月25日	第4回地域生活支援部会
令和3年1月	第5回計画策定検討会（書面会議）
令和3年1月	第3回南相馬市・飯館村地域自立支援協議会 全体会（書面会議）
令和3年2月10日	企画調整会議
令和3年2月17日	庁議